

【入院時の食事療養費について】

令和6年度診療報酬改定により、入院時の食事療養費の
自己負担額が令和6年6月1日より変更となります。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

所得区分	食事療養標準負担額	
	現在	令和6年6月1日から
住民税課税世帯	1食 460 円	1食 490 円
非課税世帯 (低所得Ⅱ)	過去1年間の入院が 90日以内：1食 210 円 90日以上：1食 160 円	過去1年間の入院が 90日以内：1食 230 円 90日以上：1食 180 円
(低所得Ⅰ)	1食 100 円	1食 110 円